

## LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める要望意見書

性的指向、性自認を理由に、個人が不当な扱いをされたり、不利益を被るようなことは決してあってはなりません。令和3年3月に札幌地方裁判所において、「同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府の裁量権の範囲を超えたものであって、その限度で憲法14条1項に違反する」との判決が出されており、性的少数者のカップルを自治体が認めるパートナーシップ制度を導入した自治体は、令和5年1月時点で255自治体に上っています。

同時に多様な性の在り方への無理解や偏見に苦しむ当事者は少なくありません。昨年閣議決定された自殺総合対策大綱においても、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する」とされています。今年G7サミット、主要国首脳会議が日本で開催されますが、LGBT差別禁止や同性カップルの法的保障がないのは、G7各国では日本だけとなっています。

よって、国においては、性的指向や性自認に関する差別的取扱いを禁止し、人権を守る法整備を行うよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日

北海道余市郡余市町議会議長 中井 寿夫

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣